

島根県臨床細胞学会_会則／細則(2021年7月)

第1章 名称と事務局

第1条 本会は島根県臨床細胞学会と称する。

第2条 本会の事務局は、会長の在職施設内かつ所属部門内に置く（注1）。

（注1）会長の交代に伴い、事務局も可及的速やかに業務の引き継ぎを行い、移管する。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、島根県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. その他、本会目的達成のために必要な事業

第3章 会員

第5条 島根県に在住、または主な勤務先を有する日本臨床細胞学会会員で、入会手続きを終えた者を会員とする。入会手続きは細則による。

1. 島根県に在住しておらず、かつ主たる勤務先が同県内にない日本臨床細胞学会会員であっても、希望者については、役員会にて審議の上、会員資格を認めるものとする。
2. 他の地域連携組織と重複会員を希望する者については、その旨を事務局に通知しなければならない。（注2）

（注2）主たる所属地域連携組織について、申告を要する。

3. 本会以外の日本臨床細胞学会会員、および非会員でも、本会の学術集会のみに出席する者を準会員（当日会員）とする。

第6条 本会員は、本会が開催する総会に出席して発言する資格、および学術集会に参加して業績を発表する権利を有する。

第7条 本会員は、毎年3月末までに事務局に会費を納入する義務を負う。

第8条 本会の趣旨に賛同し、本会を賛助する目的で特別会費を納入する個人、または法人を、賛助会員とする。

第9条 本会員は、退会するとき、転居したとき、主たる勤務先を変更したときには、事務局に通知しなければならない。

第10条 2年以上引き続き会費を滞納し、理由なくして督促に応じない場合、その他本会の名誉を著しく傷つけた場合は、役員会の審議を経て退会させることができる。

第4章 役員

第11条 本会に名誉会員を置くことができる。

第12条 本会は、下記の役員を置く。

会長1名、理事若干名、幹事若干名、監事2名

第13条 会長は、島根県に主たる勤務先を有する日本臨床細胞学会理事、評議員および専門医の中から互選し、役員は会長より委嘱する。

第14条 会長は、必要に応じて役員会を招集し、本会に関する重要事項を協議実行する。

第15条 会長は、学術集会を含む本会の活動状況について、日本臨床細胞学会会長に、年1回文書で報告しなければならない。

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。退任者は、後任者を推薦することが望ましい。原則として、常勤の現職者（65歳以下）を対象とするが、本人の許諾がある場合は、この限りではない。

第17条 本会に顧問を置くことができる。顧問の任期は、会長の任期と同一とする。

第5章 総会および学術集会

第18条 本会は年1回、総会を開催する。総会における議案などの決議には、会員の過半数の賛成を必要条件とする。（注4）

（注4）必要に応じて、委任状の運用を行う。

第19条 学術集会は島根県臨床細胞学会と呼称し、年1回以上開催する。本会の世話人および開催会場は、役員会で協議の上、会長が決定する。世話人の前任者は、役員会の開催状況にかかわらず、後任者に対し、実務の委細について、引き継ぎを行う責務を負う（注3）

（注3）世話人の担当業務は、学術集会の企画、運営、開催に関わる事案のみであり、役員会や総会の進行、特別会費の獲得などに関する責務は負わない。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費および特別会費（賛助会員からの寄付金（協賛金）、ないし広告費）をもって充てる。

第21条 会費は別途細則に定める。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終える。決算は、会計年度終了後、会計監査を経て、総会における承認を得なければならない。

第7章 会則の変更

第23条 会則および細則の変更は、役員会の審議を経て、総会における承認を得なければならない。

第8章 会議の記録

第24条 役員会、総会の議事内容については、適宜記録し、後日参照できる体制を整えておかなければならない。

第9章 個人情報の管理

第25条 法令に基づき、個人情報の漏洩防止を目的とした、データベースの管理体制を敷いておかなければならない。（注5）

（注5）役員会において、個人情報取扱責任者の選任を行う。

細則

正会員：

- 1) 島根県臨床細胞学会会誌の内容を、専用ホームページで閲覧できる。
- 2) 島根県臨床細胞学会会誌に投稿できる。
- 3) 日本臨床細胞学会、中国四国連合会、本会における情報を、随時受け取ることができる。
- 4) 年会費 3,000 円、中国四国連合会年会費 1,000 円
- 5) 学術集会参加費 1,000 円

準会員（当日会員）：

- 1) 島根県臨床細胞学会会誌の内容を、専用ホームページで閲覧できる。
- 2) 学術集会参加費 医師 3,000 円、細胞検査士・臨床検査技師 2,000 円

賛助会員：

- 1) 島根県臨床細胞学会会誌、学術集会のプログラムの内容を、専用ホームページで閲覧できる。
- 2) 学術集会プログラムに、賛助会員名を掲載する。

附 則

本会則は昭和 59 年 12 月 9 日から実施する。

本会則は平成 9 年 7 月 27 日から実施する。

本会則は平成 22 年 7 月 24 日から実施する。

本会則は平成 26 年 7 月 12 日から実施する。

本会則は令和 3 年 7 月 19 日から実施する。